



® 平成 29 年 10 月 27 日 (金)

No. 14558 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆弁理士の眼 [154] (1)

☆注目知的財産権法判例紹介 [85] (11)

弁理士の眼

154

登録商標「」無効審決取消請求事件

一 知財高裁平成28(行ケ)10262. 平成29年9月13日 (1部) 判決<請求認容/審決取消>一

牛木内外特許事務所
弁理士 牛木理一

[キーワード] 他人の業務の商品・役務との混同の
おそれ(法4条1項15号)、引用商標の周知著名
性、標章の独創性(創作性)

28年11月2日にした審決を取り消す。

- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決に対する上告及び上告受理の申立てのための付加期間を30日と定める。

【主 文】

1 特許庁が無効2015-680001号事件について平成

【事案の概要】

本件は、商標登録無効審判請求を不成立とした審

特許業務法人

北 斗 特 許 事 務 所

HOKUTO PATENT ATTORNEYS OFFICE

所 長 弁理士 西 川 恵 清

弁理士 坂 口 武
弁理士 田 中 康
弁理士 仲 石 晴
弁理士 水 尻 勝
弁理士 北 出 英 敏

弁理士 竹 尾 由 重
弁理士 佐 藤 剛
弁理士 木 村 豊
弁理士 谷 水 慎
弁理士 松 永 勉

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目12番17号 梅田スクエアビル9階

電話 06-6345-7777(代) FAX 06-6344-0777(代)

E-mail: post@hokutopat.com

決の取消訴訟であり、争点は、①商標法4条1項11号該当性(商標の類否)及び②同項15号該当性(混同のおそれ)である。

1 本件商標及び特許庁における手続の経緯等

- (1) 被告(福建鴻星尔克体育用品有限公司)は、次の商標(以下「本件商標」という)に係る商標権を有している(甲1、2)。

国際商標登録 第1119597号

商標の構成 下記のとおり

国際商標登録出願日 2012(平成24)年2月20日

設定登録日 平成25年3月15日

指定商品 第18類「擬革、通学用かばん、バックパック、旅行用小型手提げかばん、スケート靴用革ひも、獣皮、傘」、第25類「被服、新生児用被服、水泳着、防水加工を施した被服、履物及び運動用特殊靴、帽子、メリヤス下着・メリヤス靴下、スカーフ、手袋(被服)、スポーツジャージー及び競技用ジャージー、ティーシャツ、ジャケット(被服)、フットボール靴、サンダル靴及びサンダルげた、運動靴」及び第28類「ゲーム用ボール、ボディビル用具、運動用機械器具、スノーシュー、ローラースケート靴、釣りざお、おもちゃ、アーチェリー用具、シャトルコック、運動用ネット、体操用具、ひざ当て(運動用具)、保護用パッド(運動用被服の部分品)、スケート靴、インラインスケート」(参考訳文)

【本件商標】



- (2) 原告(美津濃株式会社)は、平成27年5月1日、本件商標の登録が商標法4条1項11号及び同項15号に該当するから、同法46条1項1号の規定により無効とされるべきものであるとして、本件商標の登録無効審判請求をした(無効2015-680001号)。

特許庁は、平成28年11月2日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は、同月10日、原告に送達された。

2 審決の理由の要点

- (1) 引用商標(下記引用商標1及び2)

【引用商標1】



登録番号 第4716649号

出願日 平成14年7月24日

登録日 平成15年10月10日

指定商品 第18類「皮革、かばん類、袋物、携帯用化粧道具入れ、かばん金具、がま口金具、傘、ステッキ、つえ、つえ金具、つえの柄、乗馬用具、愛玩動物用被服類」、第25類「被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物、仮装用衣服、運動用特殊衣服、運動用特殊靴」及び第28類「遊戯用器具、囲碁用具、将棋用具、歌がるた、さいころ、すごろく、ディスクアップ、ダイヤモンドゲーム、チェス用具、チェッカー用具、手品用具、ドミノ用具、トランプ、花札、マージャン用具、ビリヤード用具、おもちゃ、人形、愛玩動物用おもちゃ、運動用具、スキーワックス、釣り具、昆虫採集用具、遊園地用機械器具(業務用テレビゲーム機を除く。)」のほか、第1類、第3類、第4類、第6類、第8類、第9類、第11類、第12類、第14類、第16類、第19類、第20類、第21類、第22類、第23類、第24類、第26類、第27類及び第32類に属する商標登録原簿に記載のとおりの商品

【引用商標2】



登録番号 第1703877号

出願日 昭和56年5月19日

登録日 昭和59年7月25日

指定商品の書換登録 平成17年3月9日